

論文の要旨

氏名 石神 輝雄

論文題目 核兵器の使用と国際人道法の諸原則との両立性

論文の要旨

1. 研究の目的

本稿は核兵器の使用と国際人道法の諸原則との両立性にかかる法的問題を、国際法の理論を用いて検討するものである。検討される具体的課題は、第一に「国際人道法の諸原則に照らして核兵器の使用は合法か」、そして「戦術核兵器の限定的使用は核兵器使用の合法性の問題にいかなる影響を与えるか」である。当該研究の必要性は、近い将来に予見される核兵器禁止条約の成立が、核兵器の使用を規制する国際法上の基礎は条約に基づく規則以外に存在しないのかという課題から説明される。そして、核兵器の限定行使を可能とする戦術核弾頭や運搬手段の近代化が、核の使用に対する軍事的誘因を増大させ、核兵器をタブー視する道義的・政治的敷居を低下させる懸念を生んでいることから説明される。

2016年12月23日、国連総会は「多数国間核軍縮交渉の前進 (Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations)」決議を採択し、核兵器禁止条約の採択に向けた交渉会議を2017年に開催することを決定した。条約が定める禁止の範囲については未だ合意形成の途上であるが、少なくとも条約作成の本旨である核兵器の使用禁止が明記されることは確実視されている。一方、核兵器禁止条約の交渉が開始され、成立の見込みであるとしても、現時点において、核兵器を実際に保有する国家が、核兵器禁止条約へ加盟する近い将来の見込みはない。

当該状況は、核兵器禁止条約交渉を主導するオーストリアなどが主張する、核兵器をめぐる国際法には「法的空白 (legal gap)」が存在するため、当該兵器を法的に禁止する条約の制定が求められるという議論を踏まえると、現実の国際政治に対し看過できない影響をもたらすおそれがある。つまり、法的空白があるとする主張される分野において、法創設的条約が交渉され且つ成立する場合、当該条約へ参加しない国家は、条約に参加しない限りにおいて当該条約からも、また国際慣習法上からも何ら法的規律を受けずに、合法的に行動する自由があるという主張が提起されかねないということである。言い換えれば、核兵器禁止条約に参加しない限り、国際法は当該国家を法的に規律しえず、当該国家の核兵器の使用は合法であるという主張が展開される可能性がある。ここに本研究を行う第一の重要性がある。つまり、ある兵器を保有する国家が、当該兵器を特定の禁止する条約上の義務を引き受けなかったとしても、当該兵器の使用の合法性は推定しえず、すべての国家を拘束する一般国際慣習法上の原則に従わなければならないのではないのか。また仮にそうであれば、それら既存の原則に照らして、核兵器の使用の合法性はどのように考えることができるのかを検証する必要がある。核兵器が非人道的惨禍をもたらす非人道的兵器であるならば、条約法上の規則に禁止の基礎がなくとも、あるいはそれに先んじて、人道という国際社会全体の利益保護のために当該兵器を違法化する法的基盤を、国際法はもち得ないのであろうか。これが本稿を通しての問題意識である。

第二に、当該研究が必要とされる背景として、冷戦後の国際安全保障環境の変化と核兵器の水平的および垂直的拡散により、核兵器の限定的使用が、現実の軍事的選択肢として検討される事例が増加するとともに、一部国家においては核兵器が実際の軍事ドクトリンとして部分的に採用されることで、当該兵器使用の懸念が高まっている現実を挙げることができる。この核兵器使用にかかるリスク増大の懸念は、冷戦後の安全保障戦略環境の変化によって、戦略核兵器の応酬といった「相互確証破壊 (MAD)」的状況下での核戦争の危険が大きく低減する一方、非国家主体によるテロ活動などの非対称的脅威、核兵器や関連技術の開発を進める懸念国家の存在など、核抑止の理論が適用困難な状況の現出により一層深まっている。

特に核兵器使用の敷居を低める誘因と指摘されるのが、出力が低く抑えられ且つ軍事目標のみを精確に標的とすることができる、戦術核兵器の存在である。当該種類に分類される核兵器使用の合法性の検討こそが国際司法裁判所（以下「ICJ」という）による核兵器の合法性にかかる勧告的意見においても未回答のまま残された論点であった。ICJは核兵器の特殊性を考慮すれば、その使用は国際人道法が課す要件と「ほとんど」両立しえないと述べることで、米国・英国が主張した戦術核兵器の限定的使用が国際人道法に違反せずに行行使可能という見解を認める解釈上の余地を残した。一方で、上記勧告的意見が下された後も、戦術核兵器の新規取得を宣言する国家、戦術核弾頭の近代化や運搬能力の向上を図る国家、そして核兵器の限定的行使をほのめかす国家も現れ、その使用に対する懸念は減少するどころか増大しているといえる。ここにおいて、戦術核兵器の限定的行使という現実の軍事ドクトリンが従来の核兵器使用の合法性の判断にどのような影響を与えるかを検証する必要性が生じているのである。

2. 上記検討課題に対する本稿の結論

本稿は、核兵器の使用をめぐる既存の国際法の検討において、未だ核兵器の使用を特定の禁止する条約あるいは国際慣習法上の規則は存在せず、仮に核兵器禁止条約の成立を見たとしても、近い将来において核兵器保有国を含むすべての国家に対する義務を創出する一般国際法上の特定の禁止規則の生成は見込めないとする。その一方で、国際人道法は戦闘手段の規律において、例え条約あるいは国際慣習法上の特定の規則による禁止が存在しない場合においても、国家に戦闘手段選択の自由を認めておらず、国際人道法上の諸原則による法的規律を及ぼしうることを確認する。国際人道法は「戦闘の手段を選択する権利は無制限ではない」という戦闘手段の規律原理を基盤として、国家相互間の戦闘行為の規律という相互主義的法体系に留まらず、人道という国際社会全体の利益を包含する階層法体系を導入していた。これにより、ある戦闘手段は、例え特定の規則による規律が存在しない場合においても、その戦闘手段の合法性は推定しえず、その合（違）法性は国際人道法の諸原則に照らし判断されなくてはならない。

本稿は、上記予備的考察、また戦闘手段の法的規律にかかる内在的違法性と外在的違法性の相違を踏まえた上で、兵器それ自体の禁止を導きうる国際人道法上の原則として区別原則と不必要な苦痛禁止原則の抽出を行った。さらに本稿は、両原則が内在的違法性に基づく絶対的禁止を導くためには、対象とする戦闘手段とこれら原則が「いかなる場合においても」両立しえないことが要求され、「通常使用」の基準では不十分であるとする。両原則を核兵器の使用に対し適用し、導きだされた検討結果は以下であった。

- (1) 核兵器の使用は一般的に国際人道法上の区別原則が禁止する無差別攻撃に該当し、その使用自体禁止されるものである。しかし、現実に使用が想定される事例とはみなし難いとはいえ、戦術核兵器の弾頭の低出力化と運搬手段の精度向上に伴い、区別原則に違反しない核兵器使用の想定が不可能とはいきれない。これにより核兵器の使用は「いかなる場合においても」区別原則に違反するとは確定できず、核兵器はそれ自体無差別兵器であって、その使用が絶対的な禁止の下におかれているとはいえない。
- (2) 核兵器の使用は、当該兵器に固有の特性により、戦闘員に対する使用であれ、非戦闘員に対する使用であれ、また、戦略核兵器であれ、戦術核兵器であれ、いかなる場合においても、広範な後遺症も含め、国際人道法上の禁止される不必要な苦痛をもたらす、そのため、その使用自体絶対的に禁止される。

当該検討結果を踏まえた、本稿の上記二課題に対する結論は以下である。核兵器の使用は国際人道法の諸原則に照らし一般的に違法である。その一方で、戦術核兵器による限定的使用が国際人道法上の区別原則と両立する想定は、可能性の問題としては排除できない。しかしながら、たとえ区別原則と両立する核兵器の限定使用があり得るとしても、当該兵器の使用はさらに不必要な苦痛禁止原則に基づく合法性の審査を経なければならない。不必要な苦痛禁止原則に照らせば、核兵器の使用は、戦闘員あるいは非戦闘員に対する使用であるか否かにかかわらず、その性質上不必要な苦痛を常にもたらす非人道的兵器であって、戦術核兵器及び戦略核兵器といった、当該兵器の区分に関わらず例外なく禁止される。それゆえ、国際人道法と両立する核兵器の使用は存在し得ず、核兵器はそれ自体国際法上違法な兵器であると結論付けられなくてはならない。

現在、国連において核兵器禁止条約の交渉が進められ、本稿脱稿時点において、成立の見込みが非常に高いとされている。ただ、核兵器国及び核の傘の下にある国家が当該条約に普遍的に参加する近い将来の見込みは低い。この場合、核兵器禁止条約の成立そのものは核兵器廃絶という国際社会共通の目的のために歓迎される一方、当該条約の加盟国と加盟を拒否する国家の間で、核兵器の使用に対する条約上の規則に基づく規律に差異が生じ、長期に亘り固定化される危険がある。今後は、核兵器禁止条約という条約上の規則を引き受けるか否かに関わらず、すべての国家に対し適用される一般国際慣習法上の原則を通じた核兵器の使用に対する法的評価の重要性が、従来以上に高まることが想定される。現在必要とされているのは、核兵器が非人道的惨禍を引き起こす兵器であるという国際社会が合意する事実を基盤とした一般国際法理論の展開と深化であろう。本稿が検討してきたのは、国際人道法は戦闘手段の選択にかかる無制限の権利を認めておらず、国際人道法の諸原則に基づいて、核兵器の使用それ自体、絶対的に禁止されているということであった。この意味において、核兵器を規律する国際法に法の空白は存在せず、また、核兵器国と非核兵器国との間の法解釈をめぐるいわゆる溝も本来的には存在しない。当該認識の共有によって核兵器禁止条約の普遍化を進展させ、核兵器なき世界に向けた道程を前進させることが求められていると思われる。